

## 伊丹市都市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(下線部は改正箇所を表す。)

改正前	改正後
<p><b>【第 1 条による改正】</b> (公布の日から施行) (目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)および法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置および管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第 2 条 (略)</p>	<p><b>【第 1 条による改正】</b> (目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)および法に基づく命令<u>ならびに他の条例</u>に定めるもののほか、都市公園の設置および管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(公園の設置基準)</u></p> <p>第 3 条 <u>法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、次項から第 4 項までに定めるところによる。</u></p> <p><b>2</b> <u>市の設置する都市公園 (以下「公園」という。)の市民 1 人当たりの敷地面積の標準は、6.1 平方メートル以上とする。</u></p> <p>3 <u>次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて本市の区域内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置および規模を定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25 ヘクタールを標準として定めること。</u></p> <p>(2) <u>主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公</u></p>

園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

4 主として公害または災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、およびその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第4条 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし

(公園の設置等)

第3条 市の設置する都市公園(以下「公園」という。)および有料公園施設(以下「有料施設」という。)は、別表第1および別表第2のとおりとする。

2 (略)

第4条～第11条 (略)

(届出)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 第18条第1項または第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

第13条 (略)

第14条 (略)

(使用料等および駐車料金の減免)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を減免することができる。

(1) (略)

(2) (略)

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、第13条第3項の駐車

書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として第1項または前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(公園の設置等)

第5条 公園および有料公園施設(以下「有料施設」という。)は、別表第1および別表第2のとおりとする。

2 (略)

第6条～第13条 (略)

(届出)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 第20条第1項または第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

第15条 (略)

第16条 (略)

(使用料等および駐車料金の減免)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を減免することができる。

(1) (略)

(2) (略)

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、第15条第3項の駐車

料金を減免することができる。

第 16 条～第 23 条（略）

（公園予定区域および予定公園施設についての準用）

第 24 条 第 4 条から第 18 条までおよび前条の規定は、法第 33 条第 4 項の規定による公園予定区域または予定公園施設について準用する。

第 25 条（略）

**【第 2 条による改正】**（平成 25 年 4 月 1 日から施行）

（使用料等および駐車料金）

第 15 条（略）

2 （略）

3 大阪国際空港周辺緑地の駐車場を使用する者は、自動車を出場させる際に、次に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める額の駐車料金を納付しなければならない。

(1) 積載物を含めた車両の長さが 5 メートルを超え、またはその幅が 2 メートルを超える自動車 駐車 1 回につき 3,000 円

(2) 前号に掲げる自動車以外の自動車 駐車時間 1 時間につき 300 円

（有料施設）

第 18 条 有料施設(\_\_\_\_\_大阪国際空港周辺緑地の駐車場を除く。)の管理に関しては、別に条例の定めるところによる。

料金を減免することができる。

第 18 条～第 25 条（略）

（公園予定区域および予定公園施設についての準用）

第 26 条 第 6 条から第 20 条までおよび前条の規定は、法第 33 条第 4 項の規定による公園予定区域または予定公園施設について準用する。

第 27 条（略）

**【第 2 条による改正】**

（使用料等および駐車料金）

第 15 条（略）

2 （略）

3 昆陽池公園、荒牧バラ公園および大阪国際空港周辺緑地の駐車場を使用する者は、自動車を出場させる際に、次に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める額の駐車料金を納付しなければならない。

(1) 積載物を含めた車両の長さが 5 メートルを超え、またはその幅が 2 メートルを超える自動車 駐車 1 回につき 3,000 円

(2) 前号に掲げる自動車以外の自動車 駐車時間 1 時間につき 300 円 (荒牧バラ公園の駐車場にあっては、駐車 1 回につき 500 円)

（有料施設）

第 18 条 有料施設(昆陽池公園、荒牧バラ公園および大阪国際空港周辺緑地の駐車場を除く。)の管理に関しては、別に条例の定めるところによる。

## 別表第 1

## 伊丹市都市公園

名称	位置
(略)	
昆陽池公園	// 昆陽池 3 丁目地内
(略)	
荒牧バラ公園	// 荒牧 6 丁目地内
(略)	

## 別表第 2

## 有料公園施設

都市公園名	有料施設の種類
緑ヶ丘公園	プール, 体育館, 武道館
瑞ヶ丘公園	野球場
猪名川河川敷緑地	運動広場
古池公園	運動広場
稲野公園	運動広場, 卓球場
北伊丹第 3 公園	ローラースケート場
大阪国際空港周辺緑地	駐車場

## 別表第 1

## 伊丹市都市公園

名称	位置
(略)	
昆陽池公園	// 昆陽池 3 丁目、広畑 3 丁目地内
(略)	
荒牧バラ公園	// 荒牧 4 丁目, 6 丁目, 7 丁目地内
(略)	

## 別表第 2

## 有料公園施設

都市公園名	有料施設の種類
緑ヶ丘公園	プール, 体育館, 武道館
瑞ヶ丘公園	野球場
猪名川河川敷緑地	運動広場
古池公園	運動広場
稲野公園	運動広場, 卓球場
北伊丹第 3 公園	ローラースケート場
大阪国際空港周辺緑地	駐車場
昆陽池公園	体験学習施設 (昆虫館), 駐車場
荒牧バラ公園	駐車場

--	--